

東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱

(平成17年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。)に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の手続等)

第2条 区長は、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)の審査を経て、指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止の基準)

第3条 有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定める期間の範囲内で期間を定め、当該有資格者について指名停止の措置を行うものとする。ただし、指名停止を行うに至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表に定める措置要件の二以上に該当した場合は最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の2倍の範囲内で指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表の措置要件1に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件1に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表の措置要件3に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件3に該当することとなったとき。

(3) 有資格者が、別表の措置要件4の(1)から(5)までに係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の措置要件4の(1)から

(5)までに該当することとなったとき。

(4) 別表の措置要件4の(1)から(5)までに該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(5) その他特に必要であると認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の2分の1の範囲内で指名停止期間を定めることができる。

(1) 過去の契約履行成績が良好であるとき。

(2) 別表の措置要件2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

(3) その他特に必要であると認められるとき。

4 極めて悪質な事由あるいは斟酌すべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為について何ら責を負うことのないことが明らかとなったときは、当該資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(下請負人、共同企業体及び事業共同組合等に関する指名停止)

第5条 別表の措置要件2、3又は4の(6)の一に該当し、指名停止を行う場合において、当該措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者で

ある組合員についても、当該事業協同組合等の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前2項の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、当該共同企業体又は当該事業協同組合等について行われた指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実又は行為について何ら責を負うことが明らかな構成員又は組合員を除くものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 第2条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式1により、通知するものとする。

2 第3条ただし書きの規定により注意の喚起を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式2により、通知するものとする。

3 第4条第5項の規定により指名停止期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式3により、通知するものとする。

4 第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式4により、通知するものとする。

(指名停止等の公表)

第7条 第2条の規定により指名停止を行ったときは、別記様式5により、有資格者名、理由、指名停止期間等を所定の場所及びインターネット上に公表するものとする。

2 第4条第5項の規定により指名停止期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。

3 第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、その旨を公表するとともに、第1項の公表を取りやめる。

(指名停止の特例)

第8条 指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、内容及び履行場所等からみて、特に必要と認められるときは、当該契約について指名を行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指名停止等の措置に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和60年10月1日)は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 前項による施行の際、現に改正前の東京都板橋区競争入札参加資格者指名停止要綱別表第5項の規定に基づき指名停止の措置を受けている者に係る当該期間については、東京都板橋区契約における暴力団排除措置要綱別表第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が板橋区の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものでアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が東京都の区域内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が東京都の区域外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上5月以内</p>

<p>2 契約(物品の買入れに関するものを除く。)履行上の事故</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 板橋区発注の契約履行に当たり次のア、イ又はウに該当する場合</p>	
<p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p>	<p>2月以上6月以内</p>
<p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p>	<p>1月以上5月以内</p>
<p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>1月以上5月以内</p>
<p>(2) 板橋区発注以外の契約履行に当たり次のア、イ又はウに該当する場合</p>	
<p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p>	<p>1月以上5月以内</p>
<p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p>	<p>1月以上2月以内</p>
<p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合</p>	<p>1月以上2月以内</p>
<p>(3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第150号)「違反の容疑により起訴された場合</p>	<p>1月以上3月以内</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p>	
<p>(1) 板橋区発注の工事請負契約において、履行成績が不良であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(2) 板橋区発注の工事請負契約において、施工に当たり、</p>	

過失により工事を粗雑にし、その瑕疵が重大であると認められる場合	1月以上6月以内
(3) 板橋区発注の工事請負契約において、施工に当たり、現場管理の措置が不適切であるとして、再三指摘されても改善しないと認められる場合	1月以上3月以内
(4) 板橋区発注の工事請負契約において、施工に当たり、下請業者に賃金の不払を発生させた場合において、円滑な事故処理を怠る等、元請業者としての下請施行の管理が著しく不適切であると認められる場合	1月以上3月以内
(5) その他板橋区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1月以上6月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1) 次のア又はイに掲げる契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 板橋区発注の契約	3月以上12月以内
イ 板橋区発注の契約を除く他の公共機関の契約	2月以上12月以内
(2) 次のア又はイに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から
ア 板橋区発注の契約	3月以上12月以内
イ 板橋区発注の契約を除く他の公共機関の契約	2月以上12月以内
(3) 次のア又はイに掲げる契約に関し、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に違反し、契約の相手方として	

<p>不相当であると認められる場合</p>	
<p>ア 板橋区発注の契約</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>イ 板橋区発注の契約を除く他の公共機関の契約</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>(4) 次のア又はイに掲げる契約に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p>	
<p>ア 板橋区発注の契約</p>	<p>3月以上9月以内</p>
<p>イ 板橋区発注の契約を除く他の公共機関の契約</p>	<p>2月以上6月以内</p>
<p>(5) 次のア又はイに掲げる契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害罪その他の契約に関わる法令違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで起訴された場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>
<p>ア 板橋区発注の契約</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>イ 板橋区発注の契約を除く他の公共機関の契約</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>(6) 前5項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>5 削除</p>	
<p>6 入札参加における虚偽記載等</p>	
<p>板橋区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載(電磁的記録を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>7 入札参加資格申請における虚偽申請</p>	
<p>板橋区の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の</p>	

<p>記載(電磁的記録を含む。)又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>8 不誠実な行為 落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>9 その他不正な行為 4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内</p>

別記様式1

文 書 番 号

年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

東京都板橋区長

○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 通 知 書

下記のとおり、東京都板橋区が実施する指名競争入札において指名停止を決定したので、通知します。

記

1 指名停止期間

○月(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

2 指名停止の理由

○○○○

(東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱 ○の(○)の○に該当)

別記様式2

文 書 番 号

年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

東京都板橋区長

○ ○ ○ ○ 印

注 意 書

下記のとおり、東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱第3のただし書きに基づき、注意します。

記

- 注意の理由

○○○○

(東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱別表の○の(○)の○
に該当)

別記様式3

文 書 番 号

年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

東京都板橋区長

○ ○ ○ ○ 印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付(文書番号)をもって指名停止措置について通知しましたが、
下記のとおり、当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 当該の指名停止期間

○月(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

2 変更後の指名停止期間

○月(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

3 期間変更の理由

別記様式4

文 書 番 号

年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

東京都板橋区長

○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付(文書番号)をもって指名停止措置について通知しましたが、
下記のとおり、当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 指名停止を解除する日

平成 年 月 日

2 解除の理由

